

婦人相談所一時保護所の概要

1 目的及び対象

一時保護所は要保護女子を一時保護する施設で、婦人相談所に設けなければならない。(売春防止法第34条)

○ 婦人保護事業の対象者 (平成14年3月29日 雇児発第0329003号 雇用均等・児童家庭局長通知)

- ア 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- イ 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- ウ 配偶者(事実婚を含む。)からの暴力を受けた者(配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものを含み、身体的暴力を受けた者に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。)
- エ 家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者

2 施設数

全国47か所(各都道府県の婦人相談所に設置)

3 一時保護

一時保護は、売春防止法に基づき婦人保護施設への収容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合等に行われる。

なお平成14年度から配偶者暴力防止法により、配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族の一時保護を行うこととされ、さらに同法第3条第3項により母子生活支援施設、民間シェルター等一定の基準を満たす者に一時保護の委託が可能となっている。

(1) 一時保護の状況 (平成13年度)

	実 人 員	延 べ 人 員	平均在所日数
要保護女子	4, 8 2 3	7 1, 0 2 5	1 4. 7 日
同伴する家族	3, 0 8 5	4 4, 8 0 4	1 4. 5 日

一時保護の状況 (平成14年度上半期)

	実 人 員	延 べ 人 員	平均在所日数
要保護女子	3, 0 4 5	4 3, 1 1 7	1 4. 2 日
うちDV被害女性	1,827 (60.0 %)	25,609 (59.4 %)	1 4. 0 日
同伴する家族	1, 9 8 8	2 7, 1 9 8	1 3. 7 日
うちDV被害女性	1,556 (78.3 %)	22,178 (81.5 %)	1 4. 3 日

(2) 在所者の一時保護時の主訴別内訳 (平成13年度)

総数	売春 不親和性 交遊	夫等の 暴力	配偶者 家庭不和	帰宅先な 住居問題	経済関係	医療関係	子どもの 問題	親族間の 問題	その他
(100%) 4,823	(1.4%) 67	(55.5%) 2,680	(2.6%) 124	(21.4%) 1,032	(3.8%) 182	(2.6%) 124	(2.3%) 114	(3.8%) 182	(6.6%) 318

※在所者とは、前年度末在所者と平成13年度に新規に入所した者で、当該年度中1日でも在所した者をいう。

(参考) DV法第3条第3項に基づく一時保護の委託契約施設数 (平成15年3月1日現在)

施設区分	総数	婦人保護 施設	母子生活 支援施設	乳児院 ※1	児童養護 施設	知的障害 児施設	経費老人 ホーム ※2	女性 センター	民間団体
か所数	120 (96)	15 (16)	62 (53)	2 (2)	4 (4)	2 (1)	1 (1)	1 (1)	33 (18)

(注) ※1:か所は乳児のみ対応、※2:高齢・男性対応、※3:()内は、H.14.9.2現在

4 施設形態

一時保護所には、居室のほかに給食施設、浴室等があり、指導員、看護師、調理員等の職員が配置されている。

5 支援内容

衣食その他日常生活に必要なものを給付するとともに、性行、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導を行う。